

中央区立公園における移動等円滑化の基準に関する条例の規定整備について

👉 以下の条例で引用する条項に条ずれが生じるため、規定の整備を行う。
中央区立公園における移動等円滑化の基準に関する条例

内 容

(1) 趣 旨

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）が一部改正されることに伴い、中央区立公園における移動等円滑化の基準に関する条例（平成25年3月中央区条例第28号。以下「条例」という。）で引用する条項に条ずれが生じるため、規定の整備を行う。

(2) 規定の整備

条 項	変 更 内 容
条例第3条第2号	・「 <u>令第十一条第二号に規定する点字ブロック等及び令第二十一条第二項第一号に規定する線状ブロック等を適切に組み合わせて路面に敷設したもの</u> 」 ↓ ・「 <u>令第十一条第二号に規定する点字ブロック等及び令第二十二条第二項第一号に規定する線状ブロック等を適切に組み合わせて路面に敷設したもの</u> 」

(3) 施行予定日

令和7年6月1日